

（その1）



平成 25 年 分
（平成 年 月 日開催分）
収 支 報 告 書

- （ふりがな） ぜいりしによるえだのゆきおこうえんかい
1. 政治団体の名称 税理士による枝野幸男後援会
2. 主たる事務所の所在地 さいたま市大宮区土手町3-243-2岡ビル1F.
3. 代表者の氏名 羽 入 田 天
4. 会計責任者の氏名 江 本 尚 浩

事務担当者の氏名

竹 内 裕 美

（電話） 048-644-6044

政治団体の区分

- ☐ 政 党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ 政党の支部 ☒ その他の政治団体
- ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職候補者の氏名

枝野 幸男

公職の種類

衆議院議員（現職）

一連番号				
1	4	3	5	

団体コード	年分	異動	表 番	行 番	届出年月日
209713	25	1	01000000	H	260422

異動

1	新規
2	修正
3	取消

資金管理団体の指定の機関

平成 年 月 日か
平成 年 月 日ま

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

10 13
0 2 0 0

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	14	16	77	88	
収 入 総 額	0	1	0	十億 百万 千 円	700,330 ✓
(前年からの繰越額)	0	2	0		12,306 ✓
(本年の収入額)	0	3	0		688,024 ✓
支 出 総 額	0	4	0		694,940 ✓
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0		5,390 ✓

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金 額	0	6	0	十億 百万 千 円	408,000
員 数	0	7	0		92人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	R E C No.			金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億 百万 千 円	0
(うち特定寄附)	0	9	0		0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0		0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0		220,000 ✓
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0		220,000 ✓
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0		0
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0		0
合 計 (ア+イ)	1	5	0		220,000 ✓

10	13
0	4 0 0

(その4)

(4) 借 入 金												
1416			17借入先					7677金 額			88備 考	
0	0	1	税理士による 枝野幸男後援会 会長 羽入田 天					十億 百万 千 円 25,000				
	0	1	税理士による 枝野幸男後援会 会長 羽入田 天					35,000				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計					60,000			／	
9	0	0	合 計					60,000			／	

10	13
0	5
0	0

(その6)

(6) その他の収入											
141617				摘要		7677金額				88	備考
						十億 百万 千 円					
8	0	0		この頁の小計		0					
8	1	0		1件10万円未満のもの		24					
9	0	0		合計		24					

10	13
0	6 2 0

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳					寄 附 者 の 区 分		政 治 団 体	
14	16	17	団 体 の 名 称	76 77 金 額 88	年 月 日	89 主たる事務所の所在地 ##	代表者の氏名	備 考
0	0	1	関東信越税理士政治連盟	十億 百万 千 円 100,000	25. 2. 26	さいたま市大宮区桜木町4-333-13	木村 義	
0	0	2	埼玉県税理士政治連盟	100,000	25. 3. 29	さいたま市大宮区大成町1-289-2	渡邊 輝男	
8	0	0	この頁の小計	200,000	/			
8	1	0	その他の寄附	20,000				
9	0	0	合 計	220,000				

10 13
1 4 0 0

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目				金 額				備 考	
				14	16	77	88		
				十億 百万 千 円					
1 経 常 経 費				0	1	0	0		
(1) 人 件 費				0	1	0	0		
(2) 光 熱 水 費				0	2	0	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0	3	0			
(4) 事 務 所 費				0	4	0	86,940	✓	
小 計				8	0	0	86,940	✓	
2 政 治 活 動 費				0	5	0	608,000	✓	
(1) 組 織 活 動 費				0	5	0			
(2) 選 挙 関 係 費				0	6	0	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費				0	7	0	0		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	8	0	0		
イ 宣 伝 事 業 費				0	9	0	0		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	9	5	0		
エ その他 の 事 業 費				1	0	0	0		
(4) 調 査 研 究 費				1	1	0	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				1	2	0	0		
(6) そ の 他 の 経 費				1	3	0	0		
小 計				8	0	1	608,000	✓	
合 計				9	0	0	694,940	✓	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳			項目別区分 事務所費（ ）		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会計監査手数料	十億 百万 千 円 30,000	H25. 04. 22	小林義久税理士事務所	さいたま市大宮区櫛引町1-69-3	
借入金返済	25,000	H25. 03. 01	羽入田 天	さいたま市北区櫛引町2-374	
この頁の小計	55,000	/			
その他の支出	31,940				
合 計	86,940				

(その14)

(2) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (大会費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
総会運営費	十億 百万 千 円 127,000	H25. 07. 01	株式会社清水園 /	さいたま市大宮区東町2-204	
総会運営費	145,370	H25. 07. 11	株式会社清水園 /	さいたま市大宮区東町2-204	
国政報告会費用	160,000	H25. 11. 27	株式会社清水園 /	さいたま市大宮区東町2-204	
国政報告会費用	150,630	H25. 12. 3	株式会社清水園 /	さいたま市大宮区東町2-204	
こ の 頁 の 小 計	583,000	/			
そ の 他 の 支 出	25,000				
合 計	608,000	/			

(その16)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 4 月 22 日

政治団体の名称 税理士による枝野幸男後援会

会計責任者の氏名 江本 尚浩



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

平成26年4月10日

税理士による枝野幸男後援会
代表 羽入田 天 殿

登録政治資金監査人 小林 新



登録番号 第608号
研修終了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による枝野幸男後援会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による枝野幸男後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

税理士による枝野幸男後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による枝野幸男後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上